

平成 28 年 11 月 22 日  
西宮市健康福祉局

## 介護保険法に基づく介護保険事業者の指定効力の全部停止について

### 1. 概要

下記の事業所について、不正請求等の事実が認められたため、介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号、同法第 115 条の 9 第 1 項第 5 号及び同法第 115 条の 9 第 1 項第 10 号の規定に基づき、指定（介護予防）訪問介護事業所の指定効力の全部停止を行う。

### 2. 対象事業者及び事業所

#### (1) 事業者

法人名 介護ステーションすずらん株式会社（代表取締役：高木 隆徳）

#### (2) 事業所

名称 介護ステーションすずらん株式会社  
所在地 西宮市高松町 7-26 コーディアルコート前宏 1F  
事業の種類 訪問介護、介護予防訪問介護  
事業所番号 2870903248

### 3. 行政処分内容及び期間

処分の内容 3 箇月間の指定の全部の効力を停止  
効力停止期間 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで

### 4. 行政処分を行う理由

- (1) 居宅介護サービス費及び介護予防サービス費の請求に関し不正を行った。（介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号及び同法第 115 条の 9 第 1 項第 5 号該当）
- (2) 指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為を行った。（介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 10 号該当）

### 5. 経済的な措置

不正に受領した介護報酬（約 73 万円）を返還させるほか、当該返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を加え、合計約 102 万円を返還させる。

以上

問い合わせ先 法人指導課	0798-35-3082
-----------------	--------------